

伊達市入札制度について

平成 29 年 4 月 1 日
伊達市財務部契約検査室

1 概要

公共工事に入札及び契約については、「入札契約適正化法」及び「公共工物品質確保法」等を踏まえ、不断の見直し・改善を行っていくことが求められています。本市の入札においては、現在「指名競争入札」の方法により実施をしていますが、平成 29 年度から、「条件付一般競争入札」を導入することとしました。

2 制度の主な内容

(1) 入札方法：条件付一般競争入札

(2) 対象金額：原則として設計額が 130 万円を超え、1 億 5,000 万円未満の工事

(3) 対象工事：市が格付けを行っている 7 工種

(一般土木工事、舗装工事、建築工事、電気設備工事、暖冷房衛生設備工事、造園工事、水道施設工事)

(4) 地域要件：伊達市内に本店若しくは支店・営業所を有する者

※平成 29・30 年度の工事等請負有資格者名簿登録されている必要があります。

(5) 審査方式：「事後審査方式」を採用します。

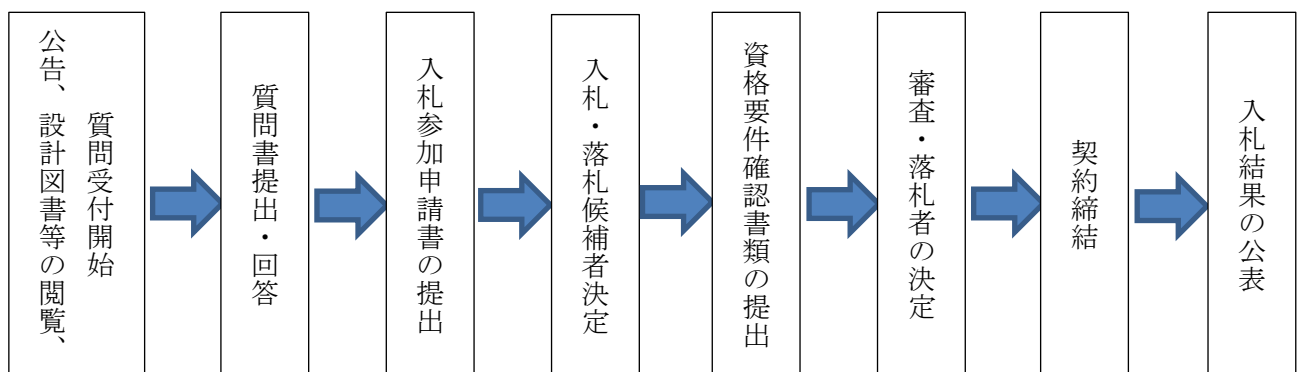
3 入札にあたっての主な留意点

(1) 伊達市ホームページにおいて、工事内容、条件等を確認のうえ、自らが参加可能と判断した工事について、入札に参加することとなります。

(2) 「事後審査方式」は、開札後、最低価格で入札した落札候補者のみに対して資格審査資料の提出を求め、資格要件が確認できれば、落札者とし、落札候補者が資格要件を満たしていなければ、次順位者を落札候補者として同様に審査を行います。

(3) 技術者の配置は、開札後、落札候補者となり、資格審査資料提出時点で配置することとなります。その制約期間が短縮され配置技術者の確保に余裕ができます。また、申請書類においても、資格審査に必要な申請書を落札候補者のみとし、入札参加者全員の提出が不要となり、参加者の事務負担の軽減に繋がります。

4 条件付一般競争入札の流れ

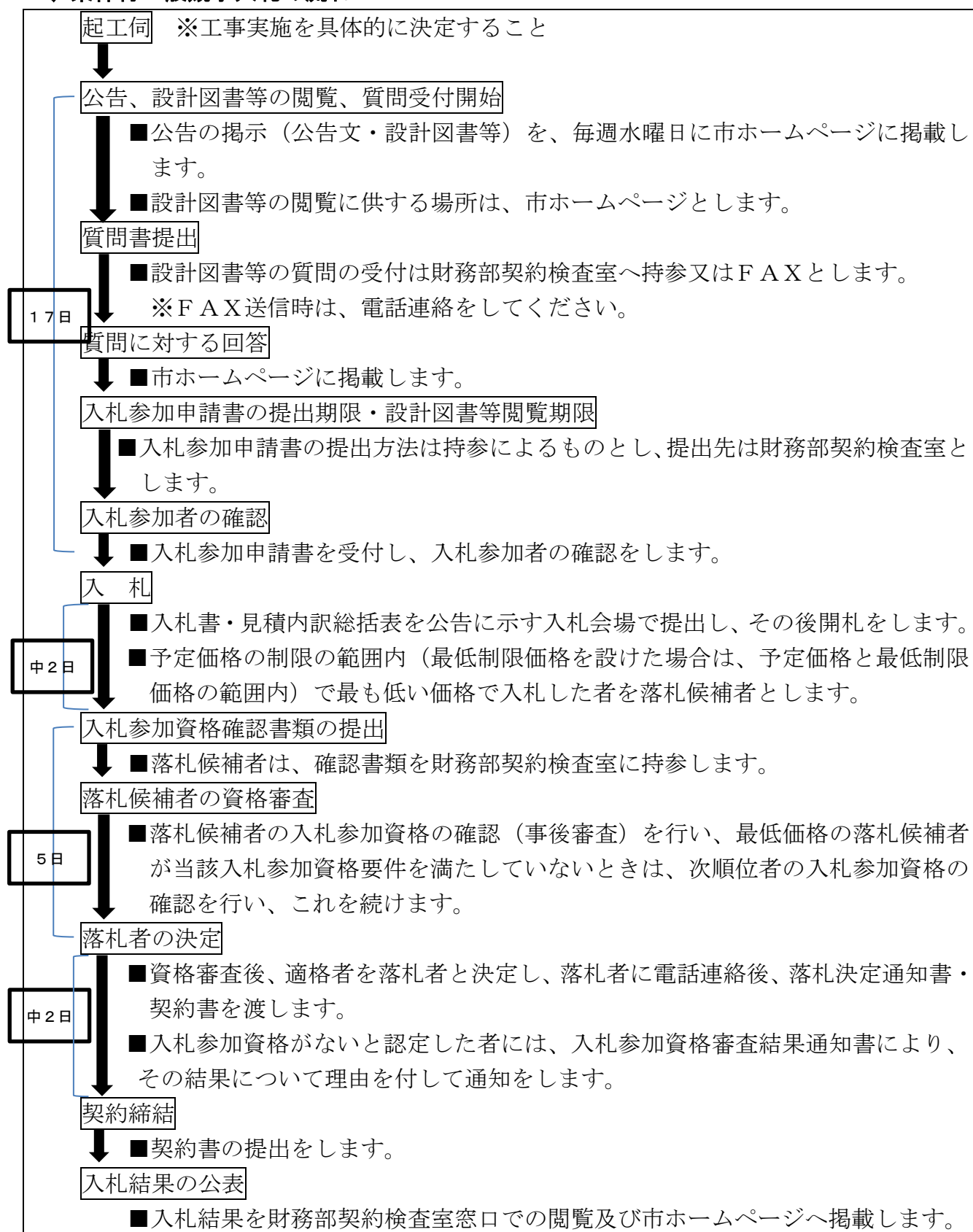


5 入札結果の公表

落札者の決定は、当該入札結果の公表をもってこれに代えるものとします。

条件付一般競争入札参加について

1、条件付一般競争入札の流れ



2. 条件付一般競争入札の内容について

- (1) 対象期間 平成29年4月1日以降に入札公告をする建設工事に適用します。
- (2) 対象金額 原則として設計金額130万円を超え1億5,000万円未満の建設工事とします。
- (3) 対象工事 市が発注する格付のある建設工事（7工種）とします。
（土木工事、舗装工事、建築工事、電気設備工事、暖冷房衛生設備工事、造園工事、水道施設工事）
- (4) 対象としない工事は以下のとおりとします。
- ①特殊な工法又は技術を必要とする工事
 - ②事故又は災害等により、緊急の対応を必要とする工事
 - ③多様な入札方式を考慮しなければならない工事

3. 工種別設定基準について

工種別におけるランクの基準値は、伊達市工事等の請負契約に係る競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱に基づく基準等により定めた総合点によります。

- (1) ランクの区分については次のとおりです。

工種	Aランク	Bランク	Cランク	Dランク
土木	900点以上	900点未満 800点以上	800点未満 700点以上	700点未満
舗装・建築・暖 冷房・水道	800点以上	800点未満 700点以上	700点未満 600点以上	600点未満
電気・造園	800点以上	800点未満 750点以上	750点未満 700点以上	700点未満

- (2) 対象工事における設計金額に対応する区分けは次のとおりです。

① 土木工事

(単位:万円)

格付	設計額				
	総合評点	1億5千未満 3千以上	3千未満 1千以上	1千未満 3百以上	3百未満 130超
Aランク	900点以上	○			
Bランク	900点未満800点以上		○		
Cランク	800点未満700点以上			○	
Dランク	700点未満				○

② 舗装工事

(単位:万円)

格付	設計額				
	総合評点	1億5千未満 2千以上	2千未満 1千以上	1千未満 3百以上	3百未満 130超
Aランク	800点以上	○			
Bランク	800点未満700点以上		○		
Cランク	700点未満600点以上			○	
Dランク	600点未満				○

③建築工事

(単位:万円)

格付	設計額	1億5千未満	5千未満	1千未満	3百未満
	総合評点	5千以上	1千以上	3百以上	130超
Aランク	800点以上	○			
Bランク	800点未満700点以上		○		
Cランク	700点未満600点以上			○	
Dランク	600点未満				○

④電気設備工事

(単位:万円)

格付	設計額	1億5千未満	2千未満	1千未満	3百未満
	総合評点	2千以上	1千以上	3百以上	130超
Aランク	800点以上	○			
Bランク	800点未満750点以上		○		
Cランク	750点未満700点以上			○	
Dランク	700点未満				○

⑤暖冷房衛生設備工事

(単位:万円)

格付	設計額	1億5千未満	2千未満	1千未満	3百未満
	総合評点	2千以上	1千以上	3百以上	130超
Aランク	800点以上	○			
Bランク	800点未満700点以上		○		
Cランク	700点未満600点以上			○	
Dランク	600点未満				○

⑥造園工事

(単位:万円)

格付	設計額	1億5千未満	1千未満	5百未満	3百未満
	総合評点	1千以上	5百以上	3百以上	130超
Aランク	800点以上	○			
Bランク	800点未満750点以上		○		
Cランク	750点未満700点以上			○	
Dランク	700点未満				○

⑦水道施設工事

(単位:万円)

格付	設計額	1億5千未満	3千未満	1千未満	3百未満
	総合評点	3千以上	1千以上	3百以上	130超
Aランク	800点以上	○			
Bランク	800点未満700点以上		○		
Cランク	700点未満600点以上			○	
Dランク	600点未満				○

※対象工事における設計金額に対応する区分けにおいて、競争性が確保できない場合は、公告により示すものとします。

あくまでも入札公告（例）のため、実際の公告で内容をよく確認してください。

単体企業の場合

公告第 号

入 札 公 告（例）

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び伊達市財務規則（平成18年規則第39号）第162条の規定に基づき、次のとおり条件付一般競争入札について公告する。
平成〇〇年〇〇月〇〇日

伊達市長 〇〇 〇〇

1. 入札に付する事項

①契約方法	条件付一般競争入札
②工事番号	2017〇〇〇〇〇〇
③工事名	〇〇〇〇〇〇工事
④工事場所	福島県伊達市〇〇〇地内
⑤工事種別	〇〇工事
⑥工事概要	〇〇〇〇〇工 L=〇〇m W=〇〇m
⑦工事期間	契約日から平成〇〇年〇〇月〇〇日まで
⑧予定価格	事後公表
⑨最低制限価格	設定あり
⑩入札参加形態	単体企業
⑪入札保証金	免除
⑫契約保証金	入札説明書（12 契約保証金）による。
⑬契約書の作成	必要
⑭議会の議決	必要／不要

2. 入札参加資格

入札に参加するものは、次に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

①資格要件	入札説明書（1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項）をすべて満たしている者	
②登録要件	平成29・30年度伊達市工事等請負有資格者名簿に登録されている者	
③資格要件		
③-1 登録工種	〇〇工事	本市において左の欄に表示した工種登録のある者
③-2 建設業許可	〇〇工事業	左の欄に表示した業種の建設業法の許可を受けている者
③-3 許可区分	当該業種の〇〇建設業の許可を有する者	
③-4 所在地区分	〇〇	
③-5 資格総合点数	〇〇〇点以上	本市の登録工種における左の欄に表示した総合評点に該当する者
③-6 配置技術者	建設業法第26条に規定する技術者を配置できる者で、〇〇〇を配置できる者	

3. 入札参加申請手続き

入札に参加する者は、伊達市条件付一般競争入札実施要綱に基づき、入札参加の申込みをするものとする。

①提出書類	条件付一般競争入札参加申請書【※様式第3号の1】
②提出方法	持参による。
③提出先	〒960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋180番地 伊達市役所財務部契約検査室
④申請期間	平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇）から平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇）まで （ただし土・日・祝日等の休日を除く午前8時30分から午後5時まで）

4. 設計図書等の閲覧

申請前に設計図書等を閲覧していない場合は、競争入札参加はできないものとする。

①閲覧場所	伊達市ホームページ
②閲覧期間	平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇）から平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇）まで
③閲覧対象者	本公告中の2に定める入札参加資格を満たしている者とする。
④閲覧方法	閲覧方法は、伊達市ホームページからのダウンロードとする。 ※なお、ダウンロードした設計書を閲覧する際には、パスワードの入力が必要となるので、閲覧を希望するものは、契約検査室に照会すること。
⑤照会方法	入札参加申請期間中に、「競争入札設計図書等に関する質問書【※様式第1号】」により必要事項を記入の上持参又はFAXの方法により提出すること。なお、FAX送信後は確認のため必ず電話連絡をすること。
⑥照会先	〒960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋180番地 伊達市役所財務部契約検査室 電話番号：024-573-9150 FAX番号：024-573-5892

5. 設計図書に対する質問及び回答

①質問方法	「競争入札設計図書等に関する質問書【※様式第1号】」により必要事項を記入の上持参又はFAXの方法により提出すること。なお、FAX送信後は確認のため必ず電話連絡をすること。
②質問提出先	〒960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋180番地 伊達市役所財務部契約検査室 電話番号：024-573-9150 FAX番号：024-573-5892
③質問期限	平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇）午後5時まで
④回答方法	伊達市ホームページに掲載する。入札書等の提出前に、必ずホームページにて、質問回答の有無を確認すること。【※様式第2号】
⑤回答期限	平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇）午後5時まで

6. 入札日時、場所、方法等

①入札日時	平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇） 午前〇〇時〇〇分
②入札場所	伊達市役所 本庁舎 〇階 〇〇室

③入札回数	開札をした場合において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を2回を限度に行う。ただし、最低制限価格未満の金額で応札した者は、再度の入札に参加することができない。
④入札方法	持参による。
⑤提出書類	入札書・見積内訳総括表・委任状（代理人を立てる場合のみ提出）
⑥その他	入札説明書及び伊達市条件付一般競争入札心得による。
⑦入札の中止	不正な行為等により公正な入札執行が困難と判断されるときは、入札を中止又は延期することがある。
⑧入札の無効	伊達市条件付一般競争入札心得による。

7. 落札候補者の決定

①落札候補者の決定	開札の結果、有効な入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内でかつ最低制限価格を下回らない最低入札者を落札候補者とする。ただし、落札候補者となるべき同価格に入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札候補者を決定する。
-----------	--

8. 入札参加の資格審査

①入札参加資格審査	落札候補者は、指示を受けた日から、起算して3日以内（休日を除く。）に入札参加資格確認書類を提出すること。
②提出方法	持参による。
③提出先	〒960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋180番地 伊達市役所財務部契約検査室
④提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・条件付一般競争入札参加資格確認申請書【※様式第4号】 ・条件付一般競争入札参加資格確認資料総括表【※様式第5号】 ・同種工事施工実績書（施工実績要件を付した場合のみ）【※様式第6号】 ・配置技術者経歴書【※様式第7号】 ・その他必要とされる書類

9. 落札者の決定、契約事項

①落札者の決定	落札候補者について入札参加資格審査を行い、適格者を落札者とする。ただし確認の結果不適合の場合は、その者のした入札を無効とし、無効となった落札候補者の次に低い価格で入札した者を新たに落札候補者とし、これを繰り返すものとする。
②契約事項	伊達市財務規則及び伊達市工事請負契約約款に基づき契約締結する。

特定建設工事共同企業体の場合

公告第〇〇号

入札公告(例)

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び伊達市財務規則(平成18年規則第39号)第162条の規定に基づき、次のとおり条件付一般競争入札について公告する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

伊達市長 〇〇 〇〇

1. 入札に付する事項

①契約方法	条件付一般競争入札
②工事番号	2017〇〇〇〇〇〇
③工事名	〇〇〇〇〇〇工事
④工事場所	福島県伊達市〇〇〇地内
⑤工事種別	〇〇工事
⑥工事概要	〇〇〇〇〇工 L=〇〇m W=〇〇m
⑦工事期間	契約日から平成〇〇年〇〇月〇〇日まで
⑧予定価格	事後公表
⑨最低制限価格	設定あり
⑩入札参加形態	特定建設工事共同企業体
⑪入札保証金	免除
⑫契約保証金	入札説明書(12 契約保証金)による。
⑬契約書の作成	必要
⑭議会の議決	必要/不要

2. 入札参加資格

入札に参加するものは、次に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

①資格要件	入札説明書(1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項)をすべて満たしている者
②登録要件	平成29・30年度伊達市工事等請負有資格者名簿に登録されている者
③構成員の数	〇者であること。
④構成員の組合せ	代表構成員の資格要件を満たす者と、その他の構成員の資格要件を満たす者との組合せであること。ただし、他の共同企業体の構成員を兼ねることができないものとする。
⑤代表構成員の出資割合	代表構成員の出資割合は、構成員のうち最大とする。
⑥構成員の最小出資割合	〇者の場合：構成員の最小出資割合は〇〇%以上とする。 〇者の場合：構成員の最小出資割合は〇〇%以上とする。

⑦代表構成員の資格要件		
⑦-1 登録工種	〇〇工事	本市において左の欄に表示した工種登録のある者
⑦-2 建設業許可	〇〇工事業	左の欄に表示した業種の建設業法の許可を受けている者
⑦-3 許可区分	当該業種の〇〇建設業の許可を有する者	
⑦-4 所在地区分	〇〇	
⑦-5 資格総合点数	〇〇〇点以上	本市の登録工種における左の欄に表示した総合評点に該当する者
⑦-6 配置技術者	建設業法第 26 条に規定する技術者を配置できる者で、〇〇〇を配置できる者	
⑦-7 施工実績	公告の日より起算して過去〇年以内に、〇〇〇〇を施工した実績を有する者	
⑧その他の構成員の資格要件		
⑧-1 登録工種	〇〇工事	本市において左の欄に表示した工種登録のある者
⑧-2 建設業許可	〇〇工事業	左の欄に表示した業種の建設業法の許可を受けている者
⑧-3 許可区分	当該業種の〇〇建設業の許可を有する者	
⑧-4 所在地区分	〇〇	
⑧-5 資格総合点数	〇〇〇点以上	本市の登録工種における左の欄に表示した総合評点に該当する者
⑧-6 配置技術者	建設業法第 26 条に規定する技術者を配置できる者で、〇〇〇を配置できる者	

3. 入札参加申請手続き

入札に参加する者は、伊達市条件付一般競争入札実施要綱に基づき、入札参加の申込みをするものとする。

①提出書類	条件付一般競争入札参加申請書【※様式第3号の2】及び特定建設工事共同企業体協定書【※（共同企業体取扱要綱）様式第1号】
②提出方法	持参による。
③提出先	〒960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋180番地 伊達市役所財務部契約検査室
④申請期間	平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇）から平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇）まで （ただし土・日・祝日等の休日を除く午前8時30分から午後5時まで）

4. 設計図書等の閲覧

申請前に設計図書等を閲覧していない場合は、競争入札参加はできないものとする。

①閲覧場所	伊達市ホームページ
②閲覧期間	平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇）から平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇）まで
③閲覧対象者	本公告中の2に定める入札参加資格を満たしている者とする。
④閲覧方法	閲覧方法は、伊達市ホームページからのダウンロードとする。 ※なお、ダウンロードした設計書を閲覧する際には、パスワードの入力が必要となるので、閲覧を希望するものは、契約検査室に照会すること。

⑤照会方法	入札参加申請期間中に、「競争入札設計図書等に関する質問書【※様式第1号】」により必要事項を記入の上持参又はFAXの方法により提出すること。なお、FAX送信後は確認のため必ず電話連絡をすること。
⑥照会先	〒960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋180番地 伊達市役所財務部契約検査室 電話番号：024-573-9150 FAX番号：024-573-5892

5. 設計図書に対する質問及び回答

①質問方法	「競争入札設計図書等に関する質問書【※様式第1号】」により必要事項を記入の上持参又はFAXの方法により提出すること。なお、FAX送信後は確認のため必ず電話連絡をすること。
②質問提出先	〒960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋180番地 伊達市役所財務部契約検査室 電話番号：024-573-9150 FAX番号：024-573-5892
③質問期限	平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇）午後5時まで
④回答方法	伊達市ホームページに掲載する。入札書等の提出前に、必ずホームページにて、質問回答の有無を確認すること。【※様式第2号にて回答】
⑤回答期限	平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇）午後5時まで

6. 入札日時、場所、方法等

①入札日時	平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇） 午前〇〇時〇〇分
②入札場所	伊達市役所 本庁舎 〇階 〇〇室
③入札回数	開札をした場合において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を2回を限度に行う。ただし、最低制限価格未満の金額で応札した者は、再度の入札に参加することができない。
④入札方法	持参による。
⑤提出書類	入札書・見積内訳総括表・共同企業体委任状・委任状（復代理人を立てる場合のみ提出）
⑥その他	入札説明書及び伊達市条件付一般競争入札心得による。
⑦入札の中止	不正な行為等により公正な入札執行が困難と判断されるときは、入札を中止又は延期することがある。
⑧入札の無効	伊達市条件付一般競争入札心得による。

7. 落札候補者の決定

①落札候補者の決定	開札の結果、有効な入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内でかつ最低制限価格を下回らない最低入札者を落札候補者とする。ただし、落札候補者となるべき同価格に入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札候補者を決定する。
-----------	--

8. 入札参加の資格審査

①入札参加資格審査	落札候補者は、指示を受けた日から、起算して3日以内（休日を除く。）に入札参加資格確認書類を提出すること。
②提出方法	持参による。
③提出先	〒960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋180番地 伊達市役所財務部契約検査室
④提出書類	代表構成員が提出するもの ・条件付一般競争入札参加資格確認申請書【※様式第4号】 全ての構成員が提出するもの ・条件付一般競争入札参加資格確認資料総括表【※様式第5号】 ・同種工事施工実績書（施工実績要件を付した場合のみ）【※様式第6号】 ・配置技術者経歴書【※様式第7号】 その他 ・その他必要とされる書類

9. 落札者の決定、契約事項

①落札者の決定	落札候補者について入札参加資格審査を行い、適格者を落札者とする。ただし確認の結果不適格の場合は、その者のした入札を無効とし、無効となった落札候補者の次に低い価格で入札した者を新たに落札候補者とし、これを繰り返すものとする。
②契約事項	伊達市財務規則及び伊達市工事請負契約約款に基づき契約締結する。

10. 関連工事の取り扱い（関連工事がある場合のみ）

①関連工事において落札者がいない場合	この工事は、平成〇〇年〇〇月〇〇日付け公告の「番号 2017〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇工事」及び「番号 2017〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇工事」と密接に関連する工事であるため、関連工事のいずれかに落札者がいない場合には、関連するすべての工事の落札者が決定する日までこの工事の契約の締結を留保し、関連するすべての工事の落札者決定後に契約を締結する。
②留保期間	契約の締結を留保する期間は、落札者がなかった関連工事の落札者決定の日までとする。（概ね2か月程度）
③辞退時期	関連工事において落札者がいない場合において契約の締結を留保された落札者は、留保されたことにより施工できないと判断する場合には、関連工事の落札者決定の前日までの間に契約の締結を辞退することができる。
④留保期間を経て契約する場合の契約内容	・契約を締結する場合、工期の延長など契約の条件を変更することがある。 ・伊達市工事請負契約約款第25条第1項及び第4項に規定する「請負契約締結の日」を「落札決定の日」と読み替えて契約を締結する。
⑤留保期間後の配置技術者の変更	留保期間後の契約締結における配置技術者の変更配置技術者の資格・工事経験の要件を付した場合、既に提出した配置技術者の変更も可能である。ただし、同等の要件を満たす者とする。

11. 特約条項（議会の議決が必要な場合のみ）

①特約条項	<p>本件は、伊達市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年条例第53号）第2条の規定に基づき議会の議決に付さなければならない契約なので、次の特約条項を付して仮契約を締結し、議会の可決後、仮契約書の内容をそのまま本契約とする。</p> <p>（特約条項条文）</p> <p>この契約は、伊達市「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」の規定により市議会の議決を得たときに本契約が成立したものとする。ただし、議会の議決を得られないときは、この契約は無効となり伊達市は一切の責任を負わない。</p>
-------	--

12. その他

①その他	本公告に記載されていない事項については、地方自治法、同法施行令、及び本市の契約規則等の定めるところによる。
②問合せ先	〒960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋180番地 伊達市役所財務部契約検査室 電話番号：024-573-9150 F A X 番号：024-573-5892

伊達市条件付一般競争入札

入札説明書

1. 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加するものは、次に掲げる条件及び入札公告に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当しない者であること。
- (2) 伊達市建設工事等入札参加資格制限措置要綱（平成 20 年 2 月 1 日付け告示第 14 号）及び伊達市水道事業指定給水装置工事業者の違反行為の処分等に関する要綱（平成 25 年 10 月 25 日付け水管告示第 3 号）に基づく入札参加資格制限中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（資本関係又は人的関係がある者すべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）
- (5) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「建設業法」という。）第 27 条の 23 の規定に基づく有効な経営事項審査を受けている者であること。
- (6) 建設業法第 3 条第 1 項の規定による許可を受けている者。

2. 配置技術者

- (1) 他の発注機関との入札において、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定技術者とし応札する場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、速やかに入札書を無効とする申出書等を提出すること。
- (2) 開札時点において、他の建設工事の配置技術者となっている場合でも、その工事の工期が当該工事の工期と重複していなければ配置予定技術者としてすることができるが、工期延長等により配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、速やかに入札書を無効とする申出書等を提出すること。
- (3) 配置予定技術者は、入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることが必要であり、当該技術者が専任である必要がある場合（請負金額が建築工事にあつては 7 千万円以上。それ以外は 3 千 5 百万円以上）には、さらに開札日以前に 3 か月以上の雇用関係にあること。
- (4) 工事現場に専任で配置することとなる監理技術者は、指定建設業監理技術者資格者証の交付を受けている者で必要な講習を受けている技術者を配置すること。

3. 入札参加手続等

- (1) 入札公告・金抜設計書・設計図・仕様書・その他必要な資料（以下「設計図書等」という。）等の閲覧は、各公告で定める閲覧期間内において、市ホームページで閲覧すること。
- (2) 閲覧した設計図書等は、入札の見積り以外の目的には使用しないこと。

(3) 閲覧する設計図書等は、「パスワード」を設定しています。財務部契約検査室に「競争入札設計図書等に関する質問書」により持参又はFAXの方法により提出すること。なお、FAX送信後は確認のため必ず電話連絡すること。

(連絡先：財務部契約検査室 電話:024-573-9150 FAX:024-573-5892)

(4) 設計図書等に対する質問は、競争入札設計図書等に関する質問書により直接持参又はFAXのいずれかの方法で提出すること。

(5) 質問に対する回答は、入札公告に記載されている回答期限までに伊達市ホームページに掲載する。

(6) 現場説明会は行わない。

4. 入札参加申請等

(1) 入札に参加を希望する者は、入札公告に示す入札参加申請期間に持参の方法により入札参加申請を行うこと。

(2) 提出書類は、以下のとおり

①単体企業の場合は、条件付一般競争入札参加申請書（様式第3号の1）

②共同企業体の場合は、条件付一般競争入札参加申請書（様式第3号の2）及び特定建設工事共同企業体協定書（写）

(3) 提出書類の差替え又は再提出は認めない。

(4) 提出書類の作成、提出に要する費用は、申請者の負担とする。

(5) 提出書類は、返却及び公表を行わず、他の用途には使用しない。

5. 入札の辞退

(1) 入札参加者等は、入札執行の完了に至るまではいつでも入札を辞退することができる。この場合において、辞退する者は入札を辞退する旨を書面で表し、これを提出しなければならない。

6. 入札の条件等

(1) 入札書等の提出

入札に参加する者は、入札公告に記載されている入札日時・場所・方法等により書類を提出すること。

(2) 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札保証金

伊達市財務規則第 165 条第 1 項第 2 号の規定に基づき入札保証金は免除する。ただし、落札決定後契約締結をしない場合には、落札者に対して落札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の 100 分の 5 の相当する額の納付を求める。

(4) 最低制限価格の算出方法

「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル「中央公契連モデル」」を基準として算出する。

(5) 見積内訳総括表

- ①入札書記載金額と見積内訳総括表の工事費計を一致させること。
- ②金額は、様式に記載された項目のみ記載するものとし、他項目を付け加えないこと。
- ③住所、商号又は名称及び代表者職氏名を記載し押印のうえ提出すること。
- ④内訳書の不備又は未提出の場合は、その者の入札を無効とする。

7. 開札等

- (1) 落札候補者の決定は、予定価格の制限の範囲内で、最低価格で入札した者（最低制限価格を下回る入札をした者を除く。）を落札候補者と決定する。

8. 入札参加の資格審査

- (1) 落札候補者は、入札参加資格確認に必要な書類の提出を求められた場合は、決定のあった日から起算して 3 日以内（休日を除く。）に「入札参加資格確認に必要な書類」を提出すること。
- (2) 落札候補者が、公告に示す提出期限までに「入札参加資格確認に必要な書類」を提出しないとき、または、審査の結果、落札候補者が入札参加資格要件を満たさないことにより不適合となった場合は、その者のした入札を無効とし、次順位を新たな落札候補者とする。

9. 入札参加不適合の通知

- (1) 落札候補者が入札参加資格を有していないことを確認した場合は、当該落札候補者に理由を付して条件付一般競争入札参加資格不適合通知書【※様式第 10 号】により通知する。

10. 入札参加不適合理由の請求

- (1) 入札参加資格のない旨の通知を受けた者は、その理由について説明を求めることができる。
- (2) 入札参加資格のない旨の説明を求める場合には、通知を受けた日から起算して 3 日以内に書面【※様式第 11 号】により提出すること。
- (3) 入札参加資格のない旨の説明を求める書面が提出されたときは、受理した日から起算して 6 日以内に書面により回答するものとする。

11. 落札者の決定

- (1) 落札候補者が入札参加資格を有すると確認され、当該落札候補者を落札者とすべきと決定されたときは、速やかに電話等確実な方法により通知する。【※様式第12号】

12. 契約保証金

- (1) 落札者は契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。なお、契約保証金の納付は、伊達市工事請負契約約款第4条第1項の規定による担保の提供をもって代え、又は保証を付したときは免除する。また、請負代金額が500万円に達しないときは、契約保証金の納付を免除する。

13. 受注機会の拡大

- (1) 本工事の施工に際し、下請契約を締結する場合は、極力、伊達市内に本店又は支店・営業所を有する者を選定又は工事に参加できるよう配慮すること。
- (2) 本工事の施工に際し、建設資材等の購入契約を締結する場合は、伊達市内に本店又は支店・営業所を有する者を基本として選定するよう配慮すること。
- (3) 調達する建設資材等は、規格、品質が条件を満足するものについては伊達市内又は福島県内産を基本として、購入又は優先使用すること。

14. その他

- (1) 提出書類に虚偽の記載をした場合、他の工事を落札したこと等により配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず落札した場合においては、伊達市建設工事入札参加資格制限措置要綱に基づく資格制限措置を行うことがある。
- (2) 「伊達市条件付一般競争入札心得」の内容を遵守するとともに、契約図書等の契約締結に必要な条件を熟知の上入札すること。
- (3) 書類は原則としてA4判とすること。
- (4) 建設業法第27条の23及び建設業法施行規則（昭和31年建設省令第14号）第18条の2の規定により、契約に当たっては、有効な経営事項審査が必要であるので、経営事項審査の有効期限の確認のため、入札後、契約前に発注者に提出を求められた場合には、経営事項審査の「総合評定値通知書」の写しを提出すること。（契約金額が500万円（建築工事にあつては1,500万円）以上のものに限る。）

15. 入札結果の公表及び方法

- (1) 入札結果の公表は、契約日から1週間以内に行う。
- (2) 公表は、伊達市契約検査室窓口及び伊達市ホームページにおいて行う。【※様式第9号】